

令和 7 年度山形県県産木材サプライチェーン構築支援事業実施要領

（目 的）

第 1 条 この要領は、県産木材サプライチェーン構築支援事業（以下「事業」という。）を実施するにあたり、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和 35 年 8 月県規則第 59 号。以下「規則」という。）及び令和 7 年度山形県県産木材サプライチェーン構築支援事業費補助金交付要綱（令和 7 年 5 月 19 日森林第 272 号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定める。

（要 件）

第 2 条 要綱別表の「県産木材サプライチェーン構築支援事業」に係る要件等については、別表に定めるとおりとする。

（補助金交付決定）

第 3 条 知事は、山形県木材産業協同組合（以下「木産協」という。）から要綱第 3 条に定める交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認められる場合は、別記様式 1 により木産協に交付決定の通知を行う。

（変更交付申請）

第 4 条 知事は、木産協から要綱第 4 条第 2 項に定める変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認められる場合は、別記様式 2 により木産協に変更交付決定の通知を行う。

（補助金の額の確定）

第 5 条 知事は、木産協から要綱第 7 条に定める実績報告書の提出があった場合は、規則第 15 条の規定により書類及び現地において内容を確認し、補助金額の確定を行うとともに、別記様式 3 により木産協に額の確定の通知を行う。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 19 日から施行する。

別表

対象事業体	対象事業体は製材工場を営む事業体とし、次の要件を全て満たす者とする 1 県内の製材業を営む「やまがたの木認定事業者」であること 2 県内の新たなサプライチェーン構築のモデルを目指す、意欲的な事業者であること 3 事業実施期間中、県や木産協が行う現地調査等への協力、安全指導等を受ける意思がある者
補助対象事業の要件	次のいずれも満たすものとする 1 原木生産から製品製造、工務店等への供給までの工程において、木材の安定供給に関する取引協定（参考様式1）を締結していること 2 対象事業体への補助金交付については、工務店等の製材品の最終受取者への納入をもって行うこと